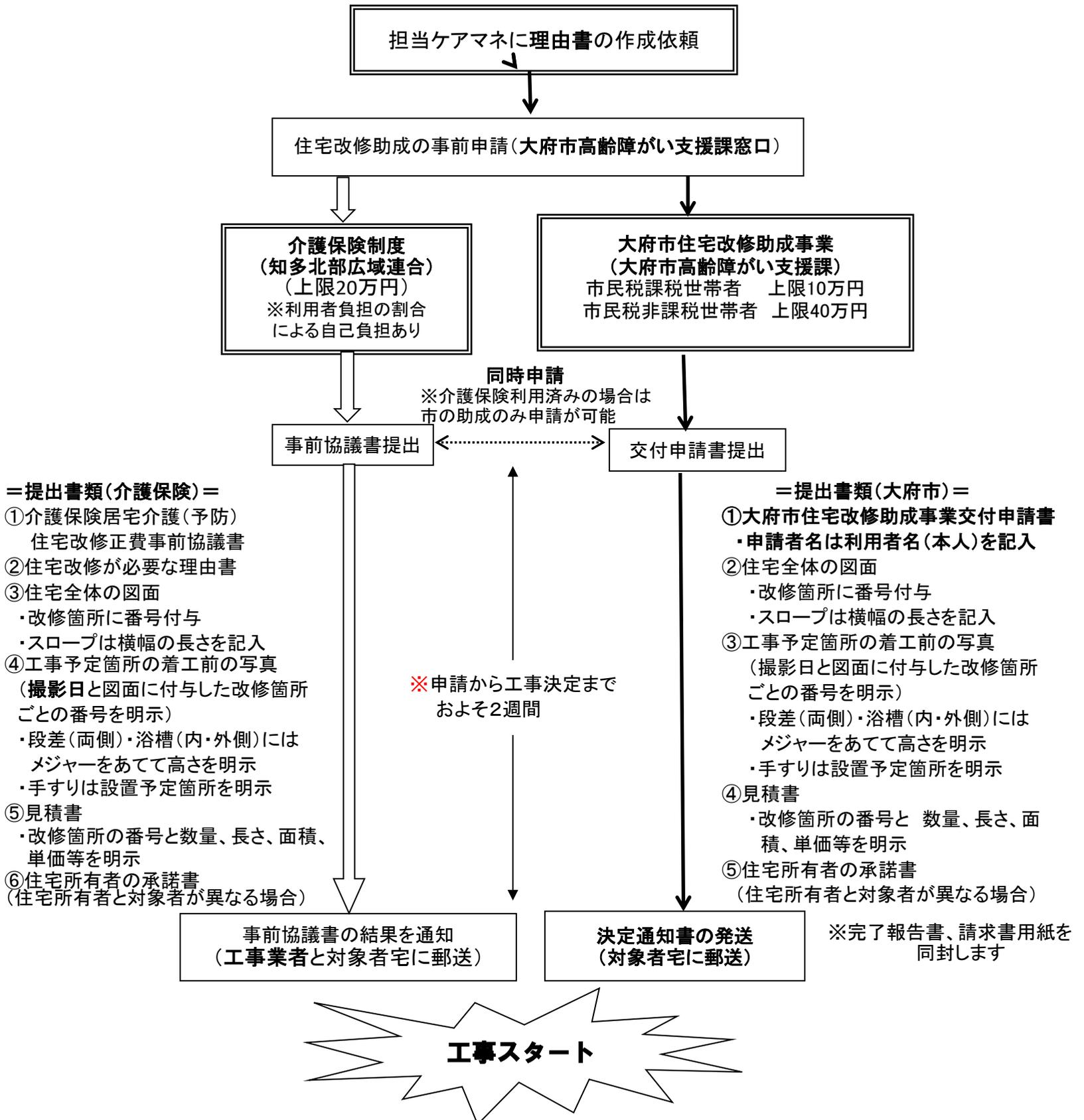


大府市住宅改修助成事業の流れ（改修前）

（住宅改修の申請から工事開始まで）

- * 受給者が自宅で生活をしていなくても決定通知後、着工は可能です。
- * 市から支給決定がおきる前に実施した工事については、助成が受けられません。
- * 申請に必要な用紙は全て市の公式ウェブサイト(健康・福祉・医療⇒在宅の方への高齢者福祉のサービス)から印刷できます。



※大府市住宅改修助成事業対象工事※

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更(スロープの場合、幅1mまでが助成の対象。それ以上は自費。見積もりも助成対象分と自費部分に配分して提出が必要)
- ④引き戸等への扉の取替え

大府市住宅改修助成事業の流れ（改修後）（工事完了から請求まで）

- * 請求行為は、請求時、受給者が在宅生活をしていることが前提となります。
- * 申請に必要な用紙は全て市の公式ウェブサイトから印刷できます。

工事完了

住宅改修助成の事後申請（大府市高齢障がい支援課窓口）

介護保険制度
（知多北部広域連合）

大府市住宅改修助成事業
（大府市高齢障がい支援課）

同時申請

※介護保険利用済みの場合は市の助成のみ申請が可能

支給申請書提出

完了報告書提出

＝提出書類（介護保険）＝

- ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費
支給申請書
- ② 住宅改修に係る領収書原本とそのコピー
・領収書の但し書きは「介護保険による住宅改修工事費」
・必要な場合は収入印紙
- ③ 工事箇所の改修後の状況がわかる写真
・改修箇所ごと撮影日を明示
・スロープの場合は、横幅にメジャーをあて、長さがわかる全体写真
※結果通知書の指示事項にある写真
- ④ 工事内訳明細書
（ただし、交付申請時と実際の改修内容に変更が生じた場合）

＝提出書類（大府市）＝

- ① 大府市住宅改修事業工事完了報告書
・申請者名は利用者（本人）で記入
・工事申請時、利用者が入院中だった場合退院日を欄外に記載
・委任状を兼ねているので印鑑要
- ② 住宅改修に係る領収書原本とそのコピー
・領収書の但し書きは「介護保険による住宅改修工事費」、市の補助のみ利用の場合は、「住宅改修工事費」と記入
・必要な場合は収入印紙
- ③ 工事箇所の改修後の状況がわかる写真
・改修箇所ごと撮影日を明示
・スロープの場合は、横幅にメジャーをあて、長さがわかる全体写真
※結果通知書の指示事項にある写真
- ④ 工事内訳明細書
（ただし、交付申請時と実際の改修内容に変更が生じた場合）
- ⑤ 請求書（※金額・日付は記入しない）

検査結果通知を発送
（対象者宅に郵送）

手続き完了のご案内の中に償還払いのみ振り込み日が記載されます。

助成金振込み

＊ ＊大府市住宅改修助成事業対象工事＊ ＊

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
（スロープの場合、幅1mまでが助成の対象。それ以上は自費。
見積もりも助成対象分と自費部分に配分して提出が必要）
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

『⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事』とは・・・

- ・手すりの取付けのための下地の補強
- ・浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）にともなう給排水設備工事
- ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備
- ・扉の取替えにともなう壁または柱の改修
- ・便器の取替えにともなう給排水設備工事（水洗化工事を除く）、床材の変更